開 議

〇大沼 久議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。 よって、ただいまの出席議員は定足数に達して おります。

本日の会議は、配付しております議事日程第 2号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○大沼 久議長 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

なお、質問の時間は答弁を含めて60分以内と なっておりますので、ご協力をお願いいたしま す。

佐々木謙二議員の質問

○大沼 久議長 それでは、順次ご指名いたします。

初めに、順位1番、議席番号5番、佐々木謙 二議員。

(5番佐々木謙二議員登壇)

○5番 佐々木謙二議員 おはようございます。 通告しております3点についてお聞きをした いと思います。

今、国の動向を見ますと、平成7年に地方分権推進法が施行され、国と地方公共団体が共通の目的とする国民福祉、住民福祉の増進を相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般

にわたる行政を展開する上で、国と地方の分担 する役割を明確にし、地方公共団体の自主性、 自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社 会の実現を図ることとされています。

さらに、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方自治法の改正や市町村合併特例法が改正され施行されています。法の趣旨は、住民の身近な行政は地方公共団体が行うのが望ましいとされ、地方自治体の自主自立を求め、同時に地域間の競争と知恵の競争を促していると思います。

小泉総理は、さきの衆議院選挙の結果を受けて、構造改革の総仕上げを目指すため、第三次小泉改造内閣を改革続行内閣と銘打って発足いたしました。構造改革の背景は、国と地方の長期債務残高が750兆円を超え、短期債務を含むと1,000兆円を超す天文学的数字と言われており、次世代への債務負担を可能な限り最小限にとどめなければならないための改革で、待ったなしの施策と思います。

その構造改革の範囲は、社会保障制度の改革、 行財政改革、三位一体の改革、市町村合併の推 進等聖域なしの改革を目指すもので、国民、住 民の痛みを伴うものですが、少子高齢社会を迎 え、国のあり方や地方のあり方をどうするかを 思うとき、避けて通れない改革の道筋と思います。地方自治体には市町村合併の成否にかかわらず自主自立の自治体の形をみずからの責任で自己統治することが求められていると思います。 このような国の動向や社会の変化を踏まえ、通 告している3点についてお伺いいたします。

通告の1点目ですが、義務教育のあり方について、市長並びに教育委員長、教育長にお聞きいたします。

長井市教育委員会は、毎年「長井市の教育」 という冊子を刊行されて、教育方針が示されて います。その中で、学校教育の教育方針を見る と、豊かな感性と健やかな身体を基盤としなが ら、個性や能力を生かし、適切な判断で主体的、 創造的に生きる人間の育成に努める。長井の心、 郷土愛とたくましさをはぐくむ教育の推進と具 体的課題を持って取り組まれているようですが、 反面、問題点として学力低下やゆとり教育の見 直しが叫ばれていること、そして、学区制の見 直しと教育のさまざまな分野で改革や見直しが 求められているとされています。

文部科学省は、中学生の学力低下が目立つことに危機感を抱き、学校五日制と総合学習のゆとり教育を見直し、学力向上を主体にした政策へ大きく転換すると言われています。新しい学習指導要領が完全実施されてことしで4年目を迎え、生きる力をはぐくむという新学習指導要領がようやく定着しつつあるとき、改訂されたことにより学校現場が困惑するのではないか、猫の目文部行政ではないかといった批判もあるようですが、文部科学省の思惑はどのような方針か、また、学校現場ではどのように受けとめられておられるのか、教育長にお聞きをいたします。

次に、義務教育改革についてお聞きいたします。

世界41カ国の15歳の生徒を対象にした経済協力開発機構(OECD)の国際学習到達調査結果が公表され、日本の子供たちの学力はもはや世界のトップレベルにあるとは言えなくなったと言われています。数学は6位、科学は2位で依然トップグループにあるが、文章を理解し、知識を高め、社会生活に生かす読解力の順位は前回の8位から14位となり、OECD平均と同程度へ低落したと言われています。なぜ読解力が低下したのか。文部科学省は、子供の読書量が落ちていること、意見を述べたり、書いたりする授業が不足していることが挙げられるとしています。

韓国や香港では、競争を意識した指導が行われているが、日本の生徒は授業以外での勉強時

間が主要国の中で最低レベルで、活字に触れつつ考える時間の絶対量の少なさが読解力低下に関係していないか、ほかの教科の学力にも悪い影響を及ぼしているのではないかと危機感を持て取り組むべき問題としています。

また、今の子供たちは、小学校高学年で心身 が急激に発達し、現行の6・3制では十分に対 応できないという指摘があり、文部科学省は公 立の小中学校を一体化した9年制の義務教育学 校の創設を検討していると言われています。実 現すれば小学校高学年への教科担任制の導入や 教師が9年間小中を通じて児童生徒の発達段階 に応じた生活指導を行うことができ、より専門 的な立場で教科指導が可能と言われています。 また、設置する場合は、自治体の判断で弾力的 に行える制度を目指すとしています。さらに、 文部科学省は、少子化に伴う学校統合という副 次的な効果も期待できるとしています。文部科 学省の9年制義務教育学校の考え方に対し、教 育長はどのように承知し、長井市の子供たちの 将来の義務教育のあり方について考えておられ るのか。また、これが実現すれば、学校統合と いう問題に発展していくと思われますので、市 長にも考えをお聞きします。

次に、少子化に伴う教育効果についてお聞き いたします。

長井市内の各小中学校の年度別児童生徒数の 推移に係る資料をもとにお伺いいたします。

平成18年以降、長井小学校を除いた他の地域の小学校の児童数、学級数を見ますと、致芳小は3年間、西根小は平成23年までの6年間に限り1学年2クラスが存在しますが、以降は1学年1クラスになるとされています。平野、豊田、伊佐沢小学校は既に1学年1クラスとなっており、伊佐沢小学校に至っては、4年後は複式学級と予測されています。

韓国や香港など他の国では、競争を意識した 指導が行われているとされていますが、日本の 教育方針は、ゆとり教育、少人数学級、少人数 指導、学校五日制、総合学習といろいろと創意 工夫されて、生きる力をはぐくむという教育を 実践し、推進されています。しかし、文部科学 省は、子供たちの読解力や学力等習熟度の低下 が指摘され、危機感を抱き、学習指導要領の検 討や教育の政策転換をもくろみられているとさ れています。

また、背景に財政事情を抱えていることも感じますが、山形県は新年度予算編成方針として、少人数教育を白紙に戻して、非義務事業として扱う方針を明らかにし、県独自の少人数学級指導の必要性やこれまでの効果の検証を行うとしています。山形県独自の少人数教育が見直されることになると、長井小学校を除くほとんどの小学校は1学年1クラスになるのではと心配されます。その結果、クラス間の競争の意識が薄れ、子供たちはなかよし学級になってしまうのではという教育環境が心配されてなりません。

子供たちの成長は、向上心、好奇心を高め、個性の醸成や潜在能力の向上をはぐくみながら心身ともに成長するものと思います。私は、そのためには競争の教育環境が必要と考えるものです。少子化、少人数学級の今の長井市の教育環境の継続が果たして教育効果を考えると適切なのか、また、今の学区制で本当に子供たちの学力向上や生きる力が身につくのか、よい教育ができるのか検討し、議論することが今大事な時期にあるのではと思われてなりません。教育委員会として今の学区制や再編、効果的教育のあり方について検討され、議論されているのかどうか、教育委員長と教育長にそれぞれ考え方をお聞きし、市長の所見もお伺いしたいと思います。

次に、2項目に入りますが、国の動向は、聖域なしの改革が推進され、地方自治体には自治体の形、自己統治が求められ、地域間の知恵が試される時代と思います。

また、総務省は、平成の大合併を推進するため、合併特例法旧法を施行し推進されました。その旧法は、平成17年3月で期限切れとなりましたが、その間、全国の3,232市町村が1,822市町村へと半分近い減少の見通しとされています。しかし、総務省がもくろんでいる全国で1,000の自治体の再編に至らないことから、新合併特例法新法が平成17年4月から施行され、合併をさらに推進するため、知事の権限を強化し、合併協議の調停・あっせん、合併協議の設置や協議の推進を勧告できることとされて、既に地域別に素案が示されています。

長井市を見ると、置賜3市5町案、米沢・川西・長井・白鷹・飯豊町の2市3町案、西置賜全域の1市3町案の3パターンが示されています。今後県の合併推進審議会の協議等を経て、県内市町村の望ましい合併の組み合わせを一つにして示す構想を平成18年3月までに策定するとしています。市町村合併の成否は不透明ですが、限られた財源で自治体が自立を目指すには、効率的な小さな行政が不可欠と思います。

しかし、行政に求められている施策は山積しており、住む人に優しい市民福祉や活力を生み出す子育て支援、若い人の定着を図る産業の育成・振興等市民生活の向上を図るまちづくり施策は地方自治体の役割、使命であり、停滞は決して許されません。

今、各自治体は、行政コストの削減や市民福祉の水準を効率的に達成するため、消防・防災事業、ごみ処理事業、病院の運営等各般にわたり広域での事業が展開されています。この広域事業を地域間の智恵の一つとしてほかに拡大できないかという観点で市長に考え方をお聞きするものです。

今、個々の自治体では、それぞれ住民要望で 公的施設の整備が求められています。長井市で も野球場の整備やスポーツ施設、文化施設の整 備等が求められています。しかし、国の補助金 施策の改革や地方交付税の削減等により財源確保が難しいことや、後年度負担、維持管理等の財政負担がネックになって、住民要望にこたえることが難しい社会環境に各自治体は置かれている状況かと思われてなりません。しかし、住民の要望にこたえなければというジレンマも抱えていることと推察するものです。

そこで、解決策になるかどうかわかりませんが、私の考えを申し上げてみたいと思います。

現在、近隣の各自治体にはたくさんの公共施設を整備し保有されています。この既存のスポーツ施設や文化施設等を各市町村間の住民が共有し、相互に広域で有効利用できれば、不足する施設の補完も可能となり、個々の自治体による新たな施設整備の必要もなくなる。地域住民のスポーツ活動や文化活動を充実、活性化するための環境の整備に寄与することができるのではと思います。

そのためには、関係する近隣自治体が互いに目的を共有することが大事なことですが、多くの問題も生じることが考えられます。しかし、互いに共有する施設の利用協定の締結等により課題を克服できれば、効率的な行政運営が可能で、自治体の自立に貢献することと思います。しかも、スポーツや文化活動を通じて近隣市町住民とのかかわりも深まり、地域間交流も活発化して、まちづくりの活性化や住民福祉の向上の一助にすることができるのではと考えるものです。市長のご所見を伺いたいと思います。各課長には、利用可能施設の状況はどうかについてお聞きします。

次に、通告の3項目に移ります。

平成16年6月に民間事業所を対象とした高年 齢者雇用安定法が改正されました。この改正で は、少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、年金 支給開始年齢までは意欲と能力のある限り働く ことができるようにするため、定年の引き上げ、 継続雇用制度の導入、定年制の廃止等による65歳までの雇用機会の確保、高年齢者等の再就職援助の強化等を図ることを目的とされています。これが65歳までの雇用確保措置については、直ちに65歳までとするのではなく、年金支給開始年齢の引き上げに合わせ平成18年4月から段階的に実施が義務づけられることとなり、平成25年度からは65歳までの雇用確保措置の実施が義務づけられることになりました。

一方、公務員に関しては、平成6年3月に閣 議決定された公務部門の高齢者雇用についての 中で、高齢期の雇用に積極的に取り組むとし、 再任用制度を導入した上で、高齢者雇用推進計 画を作成するとしております。

その基本的な考え方は、民間における高齢者 雇用方策を視野に入れ、雇用と年金の連携及び 総人件費の抑制など行財政改革の要請に十分配 慮しつつ、高齢国家公務員の雇用を推進するた めの方策を計画的に講じることとし、当面1年 以内の任期を定めて採用する再任用制度を活用 することを基本としながら、退職共済年金の支 給開始年齢の引き上げスケジュールを踏まえ、 計画的に進める必要があると言われています。

山形県は、地方公務員法の改正や国の方針、 人事院規則等に基づき職員の再任用に関する条例を平成14年4月1日から施行されています。 しかし、市町村などの地方自治体は、過去の先 行投資等により財政再建、行財政改革の真った だ中にあり、官から民へ、人員削減、給与の見 直し等あらゆる改革を進めなければならない状 況かと思います。また、地方分権の推進等によ り地方自治体は自治体の形の自己統治を求めら れ、その行財政運営の環境はすこぶる難しい課 題に直面していると思います。

このような中にあっても、少子高齢化の進展、 労働力人口の減少等の背景から、年金や医療、 介護等社会福祉施策への対応を考えますと、民間の高齢者雇用の義務化と同じく、地方自治体 も高齢職員の再任用制度の実施は避けて通れない道と思います。

長井市の職員の定年に関する条例第5条では、 定年退職者の再任用の条文が規定されています が、高齢職員の雇用の推進とは趣旨が違う条文 と解します。県は既に再任用に係る条例を制定 していますが、ほかの12市の状況はどのように なっているのか、また、県の指導はどのように なっているのか、総務課長にお聞きします。

市長には、長井市の行財政改革の推進の過程 で非常に難しい課題かと思いますが、社会的な 背景や環境、民間の高齢者雇用の義務化等の状 況を踏まえ、所見を伺いたいと思います。

なお、質問項目について、大変失礼かと存じますが、先に教育委員長、教育長、関係課長の順に答弁していただき、最後に市長より本音の所見を伺いたいと思いますので、よろしくご配慮願います。

以上で私の壇上からの質問を終わります。ご 清聴ありがとうございます。(拍手)

- **〇大沼 久議長** 田中勝男教育委員長。
- **〇田中勝男教育委員長** おはようございます。

佐々木議員の質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨は、少子化が進行する中で、長 井市の子供たちの学力向上や生きる力を育成し ていくために現在の学区で適切なのか、教育委 員会として検討されているかということでござ います。

この件に関しましては、さきの9月議会におきまして内谷議員のご質問に対し教育長がお答えしておりますが、伊佐沢小学校では、平成21年度に複式学級が出る可能性があることから、保護者、地域の方にこれらの状況を説明し、ご意見をいただきながら、さらに教育委員会での検討を進めてまいりたいと考えております。

長井市全体の校区再編については、伊佐沢小 学校の存続課題と絡ませて検討していかなけれ ばならないと考えております。 なお、平成23年度までのほかの小学校の状況は、長井小を除きほとんどが20名から30名規模の1学年1学級になる予想となっております。

ところで、佐々木議員は、このような少子化 状況にあっては、競争心による教育効果が弱ま り、よい教育ができないのではないかと懸念さ れておられます。確かに数も力なりと言われま すように、人数の多い集団の中では、子供同士 競争心を高揚させ、切磋琢磨することによる学 力向上への効果は確かにあるものと思います。 また、多くの仲間とのかかわりの中で社会性を 身につける環境にもあるとも言えるわけです。 しかし、一概に子供の所属する集団の人数が多 ければ多いほど教育効果が高まるということで はないように思います。子供一人一人の発達に よって学習や生活場面でかかわり合える人数に 違いがあり、限度があることも事実だからです。

長井市の各学校、各学年、二、三十名の学級 1学級ずつの規模が適正かどうかということに ついては一概には言えませんが、子供一人一人 の個性や能力を生かし、主体的、創造的に生き る力を身につける教育的環境にあるかをさまざ まな観点から総合的にとらえ、判断することが 大切であると考えます。

例えば山形県が提唱・推進している少人数学級、さんさんプラン事業が本年度中学校1年まで実施されましたが、その成果として、学習が楽しくなったと答える子供がふえ、学力の向上、不登校児童の減少が見られるようになったことが評価されております。学習集団が少人数であれば、教師は子供一人一人の学習に対応できますし、また、教師と子供、子供同士の関係が密になることで学習効果も社会力も高まるのではないかと思われます。

市内各学校の主要教科の学力は、標準学力検査の結果、全国平均を上回っていると聞いておりますし、スポーツ面、文化面での活躍に象徴されますように、長井市の子供の学校生活には

活気とともに落ち着きのある充実感も感じているところでございます。

また、今市内各学校では、長井の心をはぐく むために、郷土愛とたくましさをはぐくむ教育 の推進に努力しているところでございます。獅 子舞や獅子踊り、念仏踊りなど各地区各学区に 長く伝えられてきた民俗芸能の継承活動を積極 的に行っていますが、地域の先達に学ぶことを 通し、郷土に親しみや誇りを持つ子供が育って おります。

さらに、土曜ランド事業では、学区ごと、子供と地域の方々との交流が深まっておりますが、このことは地域の子供は地域で育てようという地域教育力の充実、向上につながっているものと考えております。

このように長井市の義務教育の状況を考えて みますと、学区の存続、再編の検討に当たって は、現在の小学校の存続を中心に置きながら、 伊佐沢小学校複式学級化のような大きな変化に 対応して、教育委員会として来年以降も引き続 き検討してまいりたいと考えております。 以上でございます。

〇大沼 久議長 大滝昌利教育長。

〇大滝昌利教育長 おはようございます。

佐々木議員のご質問3点についてお答えをします。

まず1点目ですが、現学習指導要領への文部 科学省の思惑ということでお答えをしたいと思 います。

2002年に完全学校週五日制が実施され、現学習指導要領が完全に実施されました。指導時数の方は2割削減され、指導内容が3割削減され、数の上ではゆとり教育が実施されました。先ほどご指摘あったように、国際的な諸調査、生徒の学習到達度調査、国際数学理科動向調査によると、読解力の落ち込み、数学・理科の学力低下が指摘され、総合的な学習とか選択教科の拡大に対する見直しが必要ということで、当時の

中山文部科学大臣が2005年1月に指導要領の全面見直しを中央教育審議会に要請した経緯がありますが、結果についての通知は来ていませんし、今も本流は変わっていません。内容とか時数の削減による学力低下を心配する声はゆとり教育を導入する時点からあり、2002年当時の遠山文部科学大臣は、補充学習、家庭学習の強化を推進する「学びの勧め」というアピールを出したり、2003年12月には習熟度別学習や発展的学習を大幅に認め、ゆとり路線の修正を図ってきている状況にあります。

各学校には、現学習指導要領の目指す生きる 力の育成、山形県五教審のテーマである知徳体 が調和し命輝く人間の育成、そして長井市の教 育方針である長井の心の育成、それに学力向上 を目指して頑張って実践してもらっているとこ ろです。

文科省としては、授業時数の拡大とか総合的な学習等の見直しの方向で検討しているようですが、総合的な学習は生きる力の育成のための目玉として導入され、導入当時は各学校とも大変な苦労をしました。現在は、課題はあるにしろ、学習内容、学習パターンとか支援の仕方、地域からの協力も定着しつつあり、ねらいに沿った学習が展開されていると思っています。ただ、学習の準備とか、種々の条件整備等、先生方にとっては負担になる部分も多くあると思います。

文科省の義務教育に関する意識調査を見ても、総合的な学習の時間について、小中学生の69%の保護者が肯定的にとらえているのに対して、教員は、負担が大きい83%、基礎的学習がおろそかになる70%と否定派が多いという結果が出ていますが、子供たちの反応を見ると、総合的な学習に取り組むことで各教科で勉強したことが大切だとわかったと感じている小学生が81%、中学生が56%もいるということは、総合的な学習の意義は大きいというふうに感じています。

佐々木議員ご指摘のように、文科省の一貫性のない考え方は、朝令暮改とか、猫の目文部行政という批判があり、学校現場にも戸惑いがあることも事実ですが、生きる力の育成とか、思考力、判断力、表現力、発表力、そして学習意欲の醸成まで含めた確かな学力の育成という現学習指導要領の方向性は間違っていないという有識者の見方もありますし、早急にその成果を評価できるものでもないというふうに思っています。各学校では、現学習指導要領に沿って、折れることなく生きる力の育成、基礎・基本の確実な定着、確かな学力の育成を目指して学校経営がなされているというふうに認識しているところです。

次に、学校制度の弾力化ということについて お答えをします。

2004年8月、当時の川村文部科学大臣が義務教育改革案を発表しています。それを見ますと、内容としては、一つは、現学校教育法で規定されている小学校6年、中学校3年という就業年限を見直し、義務教育計9年の枠で市町村独自で編制できる、いわゆる六三制の見直し、2番目に各教科ごと義務教育9年間で修得すべき到達目標を設定する。3番目、教員免許の更新制度を導入する。4番目は、義務教育費の国庫負担制度の堅持。5番目として学級編制の権限をできるだけ地方、学校に移すというような内容になっています。

全く私の私見として申し上げます。六三制の 見直しについては、市町村の実態に合わせ、五 四制でも、小中一貫でも、とにかく義務教育9 年間の枠の中で修得すべき内容を規定するとい う考えのようですが、子供たちは同年齢であっ ても個々によって成長発達段階が違うので、9 年間の多様なコースのカリキュラムを作成して、 個々の発育差、発達差に対応できるようにする とか、小学校高学年の方にも教科担任制を導入 するとか、市町村独自で教育効果の上がる方法 を工夫することができる反面、市町村単位となると、付随する問題も多く、教育現場が混乱するおそれがあるのでないかというふうに思われます。

小中一貫とか、五四制とかの学校制度の見直 しが図られれば、当然学校の統廃合も含めて検 討しなければならない状況になると思います。 以前から中央教育審議会での六三制の見直しな ど学校制度の弾力化が問題にされ、議論されて きている経緯があっても、いまだ結論が出ない ところを見ると、まだまだ解明すべき大きな問 題があるのだろうというふうに思っています。

3番目の少子化、少人数学級の今の長井市の 教育環境についてお答えをします。

長井市内の小学校でさんさんプランの恩恵に あずかっている学校は現在長井小だけです。今 後平成23年度までを見ても、長井小以外は1学 年1学級で、さんさんプランの恩恵はありませ ん。

佐々木議員ご指摘のように正しい競争原理の 導入は学校教育の中にも必要でないかと私も思 います。あの人に勝ちたいとか、あの人を乗り 越えたい、または、あの学級よりよい学級にし たい、あの学校に勝ちたいという気持ちはお互 いが成長する力になっていくものだと思ってい ます。そういう意味では、1学年2学級以上あ ることは望ましいと思いますが、これまでも小 規模校、小中併設校、複式学級等の学校でも学 力や部活動で大規模校、中規模校に負けない実 績を上げている学校もたくさん出ています。現 に長井市内の小中学校とも、先ほど教育委員長 の方からもありましたけれども、今年度の標準 学力検査を見る限りでは、どの学校でも各学年 各教科とも偏差値で全国平均を3ないし4ポイ ント上回る結果を出しています。

大事なことは、規模の大小にかかわらず、それぞれの学校が長所短所を明確にしながら、長所を伸ばし、短所を克服する経営を学校、保護

者、地域が一体となって取り組むことではない かと思います。簡単に言えば器の問題ではなく 中身の問題だろうというふうに考えています。

長井市内の小学校では、長井小と伊佐沢小を 除いては200名前後の規模になっています。県 内では200名前後の規模の小学校はたくさんあ りますし、置賜管内66校の小学校がある中で、 長井市内の小学校と同規模またはそれ以下の学 校は約50校になっている現状です。幸い市内の 小学校は1学年5学級規模の南・北中に進学し、 思春期の多感な時期に交友関係を広げることが できますし、学習や運動面でも他の小学校を卒 業した生徒とともに競い合うことができます。 南・北両中学校がお互いにいい意味でライバル 意識を持って競い合い、運動面、文化面ですば らしい実績を上げている状況ですので、今のと ころ私は格別に学区の再編成とか、統合を考え る段階ではないのではないかというふうに考え ているところです。

以上です。

- 〇大沼 久議長 平進介総務課長。
- 〇平 進介総務課長 お答えいたします。

3番目の職員の再任用制度についての項の (1) 再任用制度の他市の状況というふうなこ とでご答弁させていただきます。

職員の再任用につきましては、職務の特殊性 や特別の事情によりまして特定の職員の退職に 伴い公務の運営に著しい支障が生じる場合に、 1年の勤務延長、再延長で最長3年まで可能と いうふうなことを認める制度が従来から存在し ておりまして、地方公務員法第28条の3の規定 に基づき長井市の職員の定年に関する条例第5 条等で定めているものでございます。

これとは別の、いわゆる議員おっしゃられました新たな再任用制度につきましては、平成13年4月からの公的年金支給開始年齢の引き上げに伴いまして、現行の定年制度を維持しながらも、公務部門における雇用と年金の連携を図る

目的で、勤務実績による選考により、定年退職 者等を1年単位で再任用できる制度であります。

この件について、県からは、国県に準じ条例 化を推進するよう助言等があったものでありま すけれども、行財政改革の一環として定員適正 化計画を推進中であることや、地域の高齢者雇 用の情勢等を考慮した結果、これまで条例化を 見送ってきたというのが実情でございます。

また、この新たな再任用に関する条例等の制定等に関しまして県の市町村課に確認したところですが、本年の12月1日現在、県内の市町村でこの新たな再任用に係る条例を制定していないところにつきましては長井市だけであるというふうになっているところでございます。

こういった新たな再任用に関する条例に基づくこれまでの県内の任用例でございますが、ことしの4月1日付で山形市において技能労務職が6名というふうになっております。ちなみに昨年の4月1日付では山形市と山辺町で、いずれも技能労務職若干名を再任用しているというふうな県内の状況であるようです。

以上です。

- 〇大沼 久議長 松本弘財政課長。
- ○松本 弘財政課長 2の(1)公共施設の広域 利用に関しまして、私からは教育委員会所管の 施設を除く公の施設の状況について申し上げま す。

下水道施設であるとか、農業集落排水施設などの特殊なものを除きまして、基本的に既存の公施設の中で本市以外の住民ということで利用制限しているものはございません。ただ、利用を設けている施設のうち一部の施設につきましては、本市の住民が利用する場合の利用料と他市町村の利用する場合の利用料に差をつけてあるものはございます。また、他市町村の公の施設を本市の住民が利用する場合につきましては、他市町村でも同様の取り扱いになっているものというふうに認識しているところでございます。

以上です。

- 〇大沼 久議長 梅津敏昭文化生涯学習課長。
- ○梅津敏昭文化生涯学習課長 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

2の(1)公共施設の広域利用についてでございますが、教育委員会が所管いたします公共施設について答弁を申し上げたいというふうに思います。

近隣市町でお互いに利用できる利用可能な施設ということでございますが、まず長井市のスポーツ施設、それから文化施設については、全施設市外の方も現在は利用できるというようなことになっております。ただ、市外の方も積極的に利用できる施設になりますと、やはりある程度の設備、そして整備が必要ということで表別でありますと、スポーツ施設については、長井市生涯学習プラザにあります総合体育館、それから温水プール、武道館などが考えられます。それから、文化施設につきましては、市民文化会館、図書館などが考えられるところであります。

また、近隣自治体の利用可能施設の状況ということでございますが、飯豊、白鷹、いろいろとお聞きしたところ、そちらの方もほとんどの施設が利用可能というようなことでございますが、やはり施設の設備等のことから考えますと、スポーツ施設におきましては、白鷹町ではソフトボール場の中丸都市公園、これはスポーツ公園でございますが、それから、野球、それからゲートボールなど多種目利用できる蚕桑紬パーク屋内運動場、それからサッカー場として整備されております東陽の里公園グラウンド、それから町営スキー場などが考えられるのではないかと思います。

また、飯豊町さんにおきましては、町民野球場、それから、冬期間も利用可能な町民スポーツセンター、そのほかもいろいろな施設がある

ようでございますけれども、利用させていただくとすれば、その2施設ぐらいかなというように考えるところであります。

また、文化施設におきましては、文化会館を有する市町におきましては、公立文化施設協議会というところに所属しておりまして、施設の利用についても連絡調整を図りながら、それぞれお互い今利用し合っているというようなことでありますし、また、置賜3市5町で構成いたします置賜文化フォーラムというのがござお調整をとりながら、文化会館のないところも一緒になって連絡をとりながら、共同で事業を起こしたり、施設の利用をお互いやっているというような状況のようであります。そのようなことから、近隣の市町ということでは、白鷹町のパワーセンター、それから飯豊町のあ~すなどが利用可能ではないかというように思っております。

さらに、図書館につきましては、現在置賜3 市5町どこへ行っても利用カードが作成できる というようなことで、どこへ行っても利用が可 能になっているというような状況のようでござ います。

以上でございます。

- **〇大沼 久議長** 目黒栄樹市長。
- **〇目黒栄樹市長** 佐々木議員のご質問にお答えを します。

特に本音でということですから、まず、学校制度の見直しは、これはやっぱり国が今議論をしておると。これを見直す場合には学校教育法の改正が必要ということで、まだ提示されて、具体的な案は提示されていないわけですね。ですから、大いに議論はしていかなければいけないと思いますが、具体化してきた段階で検討したいと思います。

五四制、小中一貫9年制について、それぞれ 六三制に比べて予測されるプラスマイナスとい うのは確かに佐々木議員ご指摘のようにあると 思いますが、これもやはりこれから議論していく段階であると思っております。したがって、そういった段階を見ながら、国等の動向を見ながら判断していく課題ではないかと。

学区再編や統合問題について、具体的には教育委員長、教育長が言われたとおりでありますが、伊佐沢は将来やはり複式学級等はしなければいけませんが、私はやはり伊佐沢に学校は置かなければいけないというのは私は当面だと思います。統合については、それはそれこそ慎重にやらなければいけない課題ではないかと思います。

教育の、一つだけ言わせていただければ、私が今考えているのは、例えば学童保育等は小学校の中でやれないものかどうかと。これは特区等で、もし可能ならば特区も検討するようにというふうに企画調整課長等にも指示をしておりますので、そういったところを見ながら、別の施設に行ってというよりは、今通学路のいろんな事故もありますし、そこの中で、先生の人的にも足りているわけですから、やはり夕方5時までは学校である程度、かぎっ子とか、親がいないところはやっていただくというのが、私はその方がまず当面大事ではないかと、そういったところに取り組んでみたいと思っているところであります。

公共施設の広域的利用は、今関係課長が申し上げましたように、基本的に皆使えるわけですね。スポーツ施設であろうと、文化施設であろうと、図書館であろうと、どこへ行っても使わせていただけますし、それについて特に協定が必要かどうか、協定したらどういうメリットがあるのか、協定しなければできないのか、協定が今各市町村相手もある立場ですから、そういったことについて今まで話し合ったことがありませんので、今後の検討課題ではないかと思います。

職員の再任用制度について、私は、本音で言

いますと、民間の皆さんのやはり再任用の方が大事だと私は思っているわけです。12のうちーつだけ長井市は余り進めていないと言われますが、それはまず民間を優先した方がいいと。そして、官で今までやってきたけれども、民でできる皆さんのことは民間に出していくことが雇用の民間に対する雇用をふやすということでありますし、それが行政ができる雇用対策の一つでもあると思っていますし、特に民間の場合には、リストラとかいろいろあって、40代、50代でもおやめになる方がいらっしゃるわけですから、こういった皆さんに官がやはり民でできることは民で仕事を出してやるということの方が私は大事ではないかと。という意味で今までやってきたつもりであります。

官の皆さんは、退職金だって民間より倍ぐらいでしょう。それから、年金だって倍ぐらいあると思いますよ。そういった皆さんが優先ということではないような気がします。官で何十年も頑張ってこられた方は、やはり民にかえって、民で仕事をしてみるとか、地区長さんなんていうのは非常にいいと思いますね。ぜひそういったところで頑張っていただいて、それ以降、65過ぎられたら年金等も民よりははるかにいいわけですから、ボランティアとかそういう面で大いに頑張っていただければいいのではないかというのが私の本音であります。

以上です。

- **〇大沼 久議長** 5番、佐々木謙二議員。
- ○5番 佐々木謙二議員 事前に質問内容をおあげしておりましたので、教育関係の課題につきましては、教育委員長、それから教育長、それから市長にもそれぞれ答弁を、丁寧に答弁いただきましたので、再質問というようなことでは特にありませんが、少し申し上げたいなと思うのは、現状を踏襲してやっていくという考え方のようでございますけれども、きょうから始まの番組、NHKの特集ですね。きょうから始ま

ったんですよ。 7時45分ころから。ごらんにな っておられたかどうかですが、これは10分ぐら いです。きょうからです。ぜひ見ていただきた いなと思いますが、これは三位一体の改革の推 進で国庫負担が2分の1から3分の1になる。 そうなりますと、当然地域格差が出てくるだろ うというふうな中身でありましたが、また、場 合によっては国庫負担がなくなったならば、県 と市が負担しなければならないのではないかと。 そうなりますと、財政力で教育効果に格差が出 てくるということで、今の教育水準を保つには どうするかというふうな問題をテーマとしてき ょうは放送しておったようです。千葉県の浦安 市と野田市の事例を取り上げて紹介あったんで すけれども、やはり財政力が高い自治体はそれ なりのきめ細かい教育を現に今進められている という状況がございました。

これからこの教育問題というのは、100人が100人に聞けば、みんないろんな意見があると思うんです。きょう教育委員長さんにもお伺いしたというのは、そういう観点からお伺いさせていただいたものでございますが、再編とか統合というのは当面考えていない。これは、私は今いまという考え方でお聞きしたのではなくて、長期的なプランの中でこれから将来どうするかということを今からやはり議論を深めておく必要があるんじゃないかという意味でお聞きをしたのでございます。

現に少子化がどんどん進んでいるものですから、ほかの自治体では、いろんな自治体で今再編が進んでおりますよ、現実に。いろいろ今がベストのような答弁のやりとりがありましたけれども、決して、じゃあ、ほかの自治体と比べて長井市だけいいのかと、今のままでいいのかということも不自然のような感じもしますし、そこは本当に子供たちの教育はどうあるべきかという根本理念の中で研究をしていただきたいものだなというふうに思います。きょうは答弁

をあと求めませんので。時間もありませんから。 それから、市長には、再任用制度について、 もう少し中身を詳細にしていただきたいなとい う部分もあります。今社会の背景は、この再任 用制度が出てきたのは、それから、民間にはも う義務化ですよね、義務化。65歳まで。平成25 年から義務化になります。当然それに準じて公 務員の高齢者雇用も再任用制度も義務化になり つつある。出てくるんじゃないかなと私は思っ ているんです。そこをいかに財政改革と並行し てうまく進められるかということと、それから、 今58歳で主幹制度をとられておりますけれども、 まだ65歳まで再任用制度をして延ばそうとして いる矢先でありますから、課長になった人とい うのは優秀な方々ばかりなわけなので、そうい う人、人材をやはり活用すべきではないかなと。 特に職員数が減ってきているわけですから、そ の辺は配慮していただきたいなという要望だけ 申し上げておきたいと思います。

それから、公共施設の利用の関係なんですが、各課長からはどこの市町村でも利用できるんだと。これは当たり前ですよ。公共施設ですから。補助金が入っている施設ですから当たり前なんですよ。ところが、飯豊にある野球場が長井市の皆さんが、飯豊の皆さんと同じような気持ちで利用できますかと言ったら、私はやはりあれは飯豊の野球場だと、こうなると思うんですよ。だから、そこは建前は、建前はそのようになっているといいながらも、やはり使いづらいわけですよ、ほかの市町村となれば。

今最初の質問でも申し上げましたけれども、 市町村合併が推進されているという中にあって、 例えば飯豊、白鷹と合併すれば、それが合併し て長井市になれば、仮定の話で大変失礼ですけ れども、なった場合に、そうなれば自由に使え るということになると思うんですが、やはり今 の姿であれば、そうはなかなかいかないという ことになりますから、その辺は効率的に利用で きるようになれば非常にいいのではないかなという考え方できょう質問させていただきましたので、ぜひご検討をいただきたいなというふうに思います。

私の質問は、再質問は時間の関係もありましてできませんが、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

蒲生吉夫議員の質問

O大沼 久議長 次に、順位2番、議席番号17番、 蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

〇17番 蒲生吉夫議員 おはようございます。 通告しております2点について順次質問を申 し上げたいと思います。

増え続ける一般廃棄物の抑制策について。

第2次長井市環境基本計画を読ませていただきました。施策目標などの明示されており、わかりやすいと思いました。

第1節、環境への負荷が少ない環境型社会の 形成(循環)、市民1人当たりのごみ排出量は 平成15年で907グラムで、全国平均に比較して 少ないとなっております。比較ではそうなって おりますが、レインボープラン事業を進めてい るまちとしては決して少なくない量ではないか と思います。

特に燃やせるごみ排出量の変化をどう見ているかであります。平成3年から7年までは6,000トン台であったものが、平成8年12月にレインボープランコンポストセンターが竣工し、その年は500トンほど減少し、平成9年度からは1,000トンほど減少しましたが、平成12年度からの自家焼却炉を回収処理し、野焼き状態からの脱却により再び5,000トン台に、平成15年度は7,000トン台になるなど、年度ごとそれぞ

れに理由があって、変化としてあらわれているようであります。

言っているように、大量生産、大量消費、大 量廃棄の社会経済活動が依然として続いている とのことであり、廃棄物発生の絶対量の抑制が 必要であることは言われているとおりでありま す。ごみの量は、処理の方法、政策によっても 大きく影響することがうかがえます。まず政策 的なものとして一般廃棄物の抑制をどのような 方法で考えておられるかをお聞かせを願いたい と思います。

もとより大量生産、大量消費、大量廃棄の絶対量を減らすことが最重要課題でありますが、現在の分別方式の中で化粧品の空き瓶(瓶、プラスチック)、食用オイルの容器、同じように瓶、プラスチックなどありますが、シャンプー、リンス、台所用洗剤など一律に汚れの取れないものとの分別でプラスチック系は燃やせるごみまたは瓶缶系は燃やせないごみに分別されておりますが、容器包装リサイクル法が施行されてからの容器には分別の方法が明記されています。きれいに洗浄できるものも多くあると考えられます。そういった部分を見直すだけでも、資源系ごみとして処理できると考えますが、いかがでありましょうか。

10月29日に気象予報士の村山貢司さんの話を聞く機会がありました。NHKテレビの「おはよう日本」という番組で、土日祝日を担当している方のようですが、生の話を聞いたのは初めてでありました。一部だけ紹介します。「温暖化と異常気象ー農業への影響」というテーマでありました。二酸化炭素の排出量を今のまま続けていくなら、100年で平均気温が4度地球の温度が上がります。

具体的には、山形が今の鹿児島あたりの平均 気温になる。海によく行く人は気づくと思うが、 海面が10センチほど上がったので、砂浜が小さ くなったことに気づいた人もいるかもしれませ